

学童保育室で留守家庭のお子さんを預かります

両親が働いていて、常時留守になる家庭のお子さんを預かる学童保育室。指導員が、異なる年齢の児童を集団の中で保護・指導しています。

来年四月から入室を希望する保護者の皆さんは、入室申請をしてください。なお、引き続き入室を希望する場合も、手続きが必要です。詳しくは、お尋ねください。

学童保育室の所在地・電話番号は、市のホームページをご覧ください。

対象：小学一～三年生

定員：各室四十人

開室時間：学校放課時～午後

6時30分（授業のない日は

午前8時30分から。日曜

日・祝日・休日・12月29日

～1月3日を除く）

*土曜日は、拠点学童保育室

（五室）だけが開室します。

保育料：一人一か月三千円

（免除措置あり）

入室申請手続き：1月9日（火）

～31日（水）に、学童保育室入

室申請書・両親の勤務証明

書・児童票（正・副）を、

教育財務課（東庁舎二階）

または学童保育室に提出

*教育財務課と学童保育室で必要書類を配布しています。

問い合わせ：教育財務課学童

保育係・TEL内線2835

介護保険料の納め忘れはありませんか？

六十五歳以上の皆さんは、年金からの天引き（特別徴収）または納付書による個別納付（普通徴収）により介護保険料を納めています。普通徴収で、保険料を納め忘れていた方はいませんか？

特別な理由もなく保険料を滞納していると、介護サービス利用時に、滞納期間に応じて次の措置がとられることとなります。

一年間滞納すると……

自己負担が通常一割のところ、介護費用をいったん全額自己負担してもらい、申請により、あとから保険給付分（九割）が支払われます。

一年六か月間滞納すると……

一時的に保険給付が差し止められ、申請しても保険給付分が支払われなくなります。

二年間滞納すると……

介護サービスを利用するときに、未納期間に応じて自己負担が一割から三割に引き上げられます。

普通徴収の保険料は、本人だけではなく、配偶者や世帯主も連帯して納付義務を負っています。介護サービスが必要になったときに、これらの措置の対象者とならないように保険料の納め忘れにご注意ください。

納付は便利な口座振替で

納め忘れをしないために、安全・便利な口座振替をご利用ください。申し込むときは、通帳・通帳届け出印・納入通知書を用意し、金融機関の窓口または介護保険課（本庁舎一階）にお越しください。

問い合わせ：介護保険課保険

料資格係・TEL内線2570

年末年始の交通事故防止運動を実施します

十二月十五日（金）～一月三日（水）

年末年始は、交通量の増加や慌ただしさなどから、交通事故が多発します。市では市民の皆さんに交通事故防止を

呼びかけるため、川越警察署をはじめとする関係機関・団体と協力し、次の催しを行います。また、広報車による市内巡回広報を随時実施していきます。

■年末年始の交通事故防止運動開始式及び子どもと高齢者の自転車運転マナーの向上街頭キャンペーン

日時：12月15日（金）、午後2時30分～
会場：西武本川越駅前広場（雨天の場合は本川越駅一階改札前）

*自転車無料点検を行います（雨天中止）。

■夕暮れ時の早めのライト点灯促進街頭キャンペーン

日時：12月21日（木）、午後3時30分～（雨天中止）
会場：川越駅西口周辺

■飲酒運転根絶と脇見運転防止街頭キャンペーン

飲酒運転は絶対にやめましょう。
日時：12月25日（月）、午後2時～（雨天中止）

会場：川越自動車学校前（野田町二丁目）

問い合わせ：総合交通政策課交通安全指導係・TEL内線3265

平成十九年度・同二十年度入札参加業者の登録を受け付けます

市が発注する業務の請負、物品の購入などの入札参加業者の登録を受け付けます。
対象業種：建設資材・物品・維持管理業務

受付日時：市内に本社または営業所のある業者は1月15日（月）～18日（木）▼その他の業者は1月19日（金）～31日（水）、午前9時～11時▼午後1時～4時（土・日曜日を除く）

受付場所：本庁舎三階3A会議室

*提出書類などは、契約課（本庁舎三階）で配布します。また、市のホームページからダウンロードすることもできます。

*建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理の申請受付は終了しました。

*市役所前駐車場や周辺道路の混雑緩和および、地球温暖化防止のため、来庁の際は公共交通機関をご利用ください。

問い合わせ：契約課物品契約係・TEL内線2255

ペットを正しく飼うために

食品・環境衛生課環境衛生係・TEL227-5103

海外での狂犬病感染に注意

先月、フィリピンで犬にかまれた男性が、帰国後に国内で狂犬病を発症しました。

狂犬病は、狂犬病ウイルスを保有する犬・猫や野生動物にかまれたり、ひつかれたりしてできた傷口から感染する人獣共通感染症です。発症すると人も動物もほぼ百パーセント死亡するという怖い病気です。人から人には感染しま

せん。国内では、三十六年ぶりの

発症ですが、国内の犬にかまれて発症した人は昭和二十九年が最後で、感染動物も同三十三年以降は

認められていません。しかし、世界各地ではいまだ発生しています。狂犬病が発生していない地域は、日本・台湾・オーストラリア・ニュージーランド・英国・スウェーデン、グアム島・ハワイ諸島など、ごくわずかです。

主な感染源はアジア・アフリカ

は犬・猫、ヨーロッパはキツネ、北米はアライグマ・スカンクです。

海外では、動物と不用意に触れ合わないようにしましょう。犬などにかまれたときには、現地の医療機関で診察を受けましょう。なお、現地での受診の有無にかかわらず、帰国時に検疫所に相談してください。

もったいないから、ごみ減らし！

市民1人当たりのごみ処理経費



日常生活の中で何気なく捨てている「ごみ」。昨年度に市の施設に出されたごみの総量は、約11万1,227トンです。1日に1人当たりが出したごみは、916グラムになります。

ごみの処理費用は、市全体で44億7,032万円、この金額を1人当たり換算すると年間1万3,440円になります。

1人が1日、100グラムのごみを減らすと、全体では年間約1万2,140トンのごみを削減することができ、ごみ処理経費の軽減にもなります。

ごみを減少させるには、市民の皆さんの協力が必要です。ごみになる物を家庭

に持ち込まないくふうをお願いします。

買い物の際は、マイバッグを持参し、詰め替え商品や包装の少ない物を選び、必要な物を考えて買うことを心がけましょう。

問い合わせ…環境業務課管理係・TEL内線2632

事例

申し込んだ覚えがないのに、一年ほど前から新聞が送られてきている。電話ももらっていないし、契約もしていない。無料なのかと思ってそのままにしておいたが、先日、請求書が送られてきた。払わなければいけないか。

これは、ネガティブオプション（送りつけ商法）と呼ばれる販売方法で、注文していない商品を一方的に送りつけ、代金を請求してくる商法です。しかし、契約は成立していませんので、消費者には代金の支払い義務は生じません。

消費者へのアドバイス

事業者には「七日以内に連絡がない場合は処分する」旨を文書にして書留で発送するか、十四日間保管したあとで処分することができます。

* 特定商取引法第五十九条で、商品の送付があった日から十四日間（事業者へ引き取りの請求をした場合はその日から七日間）購入の承諾をせず、また事業者が商品の引き取りをしなかった場合、消費者は商品を自由に処分できるとしています。

* 事業主あてに送られてきた場合は、対応が異なります。ご注意ください。

■消費生活相談

生活情報センター・市民相談室分室で行っています。詳しくは、毎月二十五日発行の広報川越・市民相談案内をご覧ください。

問い合わせ…生活情報センター（アトレ六階）

TEL226-7066

消費生活レポート

141 申し込んでいないのに新聞が送られてきた